

平成30年8月16日
県民生活・環境部環境対策課
福祉保健部生活衛生課

新発田川、落堀川及び矢代川でダイオキシン類濃度が 環境基準値を超過しました

県がダイオキシン類対策特別措置法に基づき、7月に実施した河川水調査で、新発田川東港新橋（聖籠町）、落堀川藤村橋（新発田市）及び矢代川新箱井橋（上越市）の3地点でダイオキシン類濃度が環境基準値（1 pg-TEQ/L）を超過しました。
なお、全地点、下流には水道の取水はありません。
県は、今後も当該地点の監視を継続します。

【ダイオキシン類調査結果】

（単位：pg-TEQ/L）

採水日	採水地点	検出濃度	環境基準値
平成30年7月2日	新発田川東港新橋 （聖籠町藤寄地内）	1.6	1以下
平成30年7月2日	落堀川藤村橋 （新発田市藤塚浜地内）	1.3	
平成30年7月2日	矢代川新箱井橋 （上越市下箱井地内）	2.6	

※ 環境基準の達成状況は、今後の測定結果とあわせて年平均値で評価します。

〔お問い合わせ先〕

環境対策課水環境係 茨木
TEL025-280-5157（内線2716）
生活衛生課 吉岡
TEL025-280-5208（内線2677）